

滋賀県立病院の経営形態のあり方検討専門部会設置要綱

(設置)

第1条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例第4条第3項に規定する機関に関する規程（平成25年滋賀県病院事業庁規程第10号）第4条の規定に基づき、滋賀県立病院経営協議会に、滋賀県立病院の経営形態のあり方検討専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、滋賀県立病院の経営形態のあり方について検討し、経営協議会に提言等を行う。

(組織)

第3条 部会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、医療関係者、その他必要と認められる者のうちから、病院事業庁長が委嘱する。

3 委員の任期は、病院事業庁長が定める。

(会長)

第4条 部会に部会長1人を置き、委員の互選とする。

2 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 部会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、病院事業庁経営管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。